

「新事業育成資金」が過去最高に

～ 新事業展開を図る製造業での利用が増加 ～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業の特別貸付制度「**新事業育成資金（※1）**」の平成 27 年度融資実績は、**1,061 社（前期比 117%）、480 億円（前期比 100%）**と何れも過去最高となりました。

過去最高となった背景は、先行きの売上拡大を見込む中小・ベンチャー企業が増え、資金需要が旺盛になったものと考えています。特に、ものづくり補助金等の S B I R 補助金（※2）を活用しながら、新事業展開を図っている製造業での利用が大幅に増加（26 年度：722 社 → 27 年度：838 社）していることが特徴です。

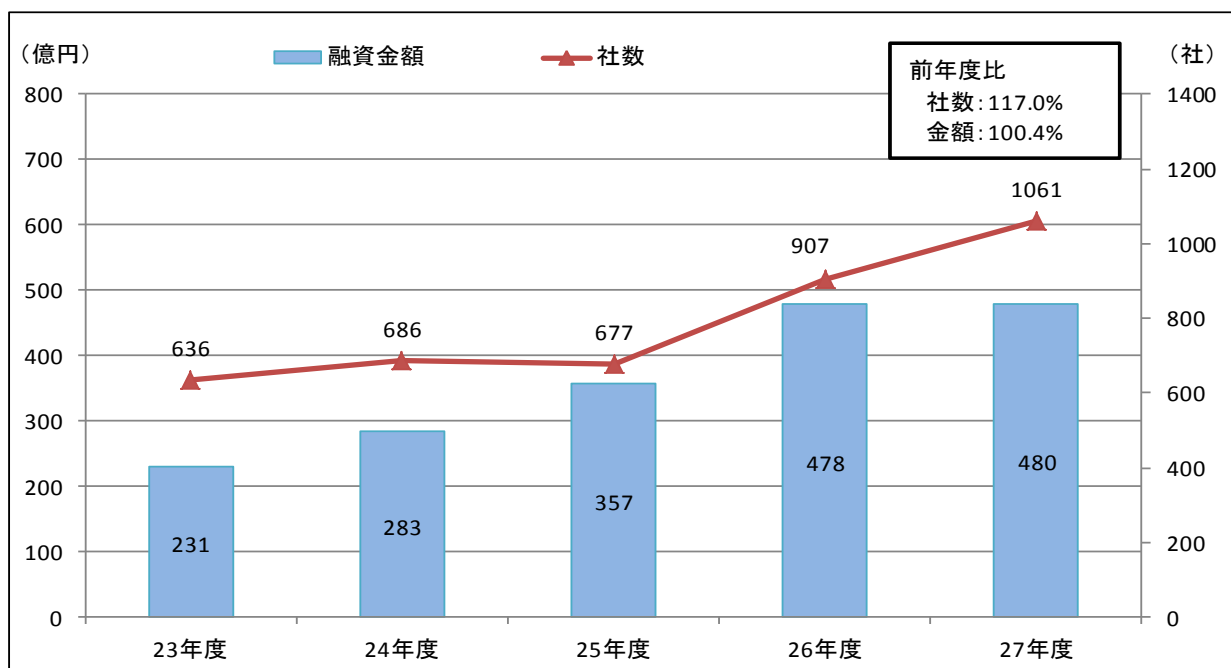
日本公庫中小企業事業では、平成 27 年 4 月、地域のベンチャー企業等の支援を一層強化するため、東京に「東日本新事業・ベンチャー支援センター」、大阪に「西日本新事業・ベンチャー支援センター」を新設・増員をしました。

日本公庫は、政策金融機関として、今後も「新事業育成資金」を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小・ベンチャー企業を積極的に支援していきます。

※1 ベンチャー企業など高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業を支援する目的で、平成 12 年 2 月に創設された制度（制度概要は別紙参照）。

※2 中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度。研究開発のための補助金・委託費等を特定補助金等として指定し、指定された特定補助金等を受けて研究開発を行った中小企業等が、その成果を事業化する際に、様々な支援策を活用できる機会を設けている。

【新事業育成資金の推移】



「新事業育成資金」の概要（中小企業事業）

	制度概要
融 資 対 象	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業であって、次の1～3の全てに当てはまるかた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな事業を事業化させて7年以内のかた。 2. 次のいずれかに該当するかたなど。 <ol style="list-style-type: none"> ① 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けたかた。 ② 他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業、中小企業技術革新制度（SBIR）に係る特定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して行う新事業、エンジェル税制の適用要件を満たす中小企業者が行う新事業等、一定の製品化及び売上が見込めるかた。 3. 公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の成長が期待できるかた。
資 金 使 途	新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融 資 限 度	6億円
融 資 期 間	設備資金 20年以内（うち据置5年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
融 資 利 率	特別利率③（上限3%）
そ の 他	当公庫では、融資後も、経営課題についてきめ細かいアドバイスを行います。